第9回品質保証検討会　議事録

1．　日時　平成16年4月27日（火）　13:30～16:00

2．　場所　航空会館　B101会議室

3．　出席者（敬称略，五十音順）

出席委員　：唐澤主査（東京電力），岩田（核燃料サイクル開発機構），柿山（九州電力），齋藤（三菱電機），島津（北海道電力），首藤（電源開発），白崎（関西電力），須藤（日本原子力発電），辰巳（北陸電力），中野（原子力安全基盤機構），南條（東北電力），増田（四国電力），結城（原子力安全・保安院），吉岡（中国電力），渡邊（東京電力）

代理委員　：梅津（富士電機システムズ　高橋代理），近藤（東京電力　穴原代理），佐藤（東芝　矢作代理），芝原（日立製作所　小嶋代理），宮口（石川島播磨重工業　三枝代理），宮田（原子力安全・保安院　清野代理），山田（三菱重工業　今村代理）

欠席委員　：鈴木（中部電力）

オブザーバ：児玉（原子力安全・保安院），七種（内閣府原子力安全委員会事務局），示野（電気事業連合会），米田（原子燃料工業）

事務局　　：浅井，池田，上山，国則（日本電気協会）

4．　配付資料

資料No.9-1　第8回品質保証検討会　議事録（案）

資料No.9-2　品質保証検討会委員名簿

資料No.9-3　品質保証作業会委員名簿

資料No.9-4　JEAG4121 原子力発電所における安全のための品質保証指針（運転段階）（仮称）制定案

資料No.9-5　JEAC 4111-2003 原子力発電所における安全のための品質保証規程民間研修会社による講習会の開催について

参考資料-1　日本電気協会原子力規格委員会委員心得

参考資料-2　原子力規格委員会ホームページ（表紙）

5．　議事

(1) 検討会委員の自己紹介と会議定足数の確認

出席委員が自己紹介の後，出席委員数が，議案決議の条件として委員の 3 分の 2 以上の出席が必要という，定足を満たしていることが確認された。

(2) 第8回品質保証検討会　議事録（案）について
資料No.9-1第8回品質保証検討会議事録（案）については，3月30日に電子メールで委員に配信後一部修正された内容が紹介され，この内容で正式な議事録とすることが全員の賛成で承認された。

(3) 品質保証検討会，品質保証作業会 新退任委員について
資料No.9-2に基づき，品質保証検討会の退任委員，新委員候補が紹介され，本内容で分科会に提案することが承認された。また，資料No.9-3に基づき，品質保証作業会の新退任委員が紹介された。

(4) JEAG 4121 原子力発電所における安全のための品質保証指針（運転段階）（仮称）制定案について
事務局によるこれまでの経緯概要の紹介後，渡邊品質保証作業会主査より，資料No.9-4に基づき JEAG 4121 制定案の内容が紹介された。議論の結果，以下の方針が提案され承認された。

- 本日の議論を踏まえた制定案修正版を委員に配信し，委員は 5/20 までにコメントを事務局まで連絡する。
- コメント内容を確認後，必要あれば内容レビューのためのタスクを主査が組成し，会議を開催する。
- これらの進め方を主査より分科会長にも報告する。

資料に関する主な議論の内容は以下のとおり。［(Q) 質問，(A) 回答，(C) コメント］

(C) 第 3 部は実務での利用を意図した逐条の辞書的な内容であり，今回追加した第 2 部は逐条の解説では記載しづらい取り組みにあたっての注意点など，マネジメント層にも役立つ内容を含めている。

(C) もともとは，第 2 部には複数の章・項に関連する，逐条の解説では記載の困難な内容を記載するために作成したものである。

(C) 現在の第2部2章は，JEAC 4111要求事項の理解のためにとして，ISOの基本的考え方から説明を進めている。ベースとした ISO との相違点を明確にすることも意義があるが，あくまでもJEAC 4111の解説であり，省令要求事項や通達とJEAC 4111の要求事項の関係を主とする方が，読者の利便性が高いと考える。なお，ISOにおける 7.5 の計画を含め，7.1 で立てるとしているが，章・項の順番にとらわれず，初めに 7.1 ですべての計画を立てなくても，時系列的にはISOの 7.5 に相当する段階で立てる計画もあるというような解説や，事業者にとって不適合管理を実施するメリットなどの解説も，第2部に含めるのがよいと考える。

(C) 参考Ⅰは第2部に移し，参考Ⅱは削除する。

(C) JEAC 4111で行ったISOのカスタマイズを，結果として元に戻した方がよい箇所があれば，次回の改定で修正することも検討した方がよい。

(C) JEAC 4111の解説であれば，JEAG 4121として分冊で発行せず，JEAC 4111 1冊に合冊することも可能ではないか。

(C) 元々エンドースされるJEAC 4111の解説や例示は別冊にするという発想であった。JEAC 4111とJEAG 4121は，ISO 9001とISO 9004のコンシステンドペア規格の位置付けと同様と考える。

(C) 事業者にとりJEAC 4111の指針の内容は有効なものである。第3部の逐条の解説に記載した内容のうち，重要なものは第2部にも記載するのがよい。

(Q) 表2.2-2「JEAC 4111におけるISO 9001からの記載及び運用の相違」の中で，「要求事項に対する記載の相違」が「無」で「ISO 9001との運用上の相違」が「有」の欄は，該当項目も無いので削除した方がよいのではないか？

(A) 記載が漏れているが5章に該当する項目があるので，追加修正する。

(Q) 公衆審査終了後，原子力規格委員会などで紹介した，公衆審査版からの修正点は，今回の版ですべて反映されていると考えてよいか？

(A) すべて反映している。

(C) 今後の品質保証分科会や原子力規格委員会などでの説明では，すべて反映していることを紹介するのがよい。

(5) 民間研修会社による講習会の開催について

資料No.9-5に基づき事務局より，第8回品質保証検討会で紹介され詳細を調査することとした，民間研修会社によるJEAC 4111の講習会に関して，その後の動向や原子力規格委員会方針などが紹介された。今後も関連する外部組織の情報やアプローチなどがあった場合には，少なくとも事務局へ連絡することを徹底することと，参考資料-1に示す原子力規格委員会の委員心得の内容を再度確認し，また参考資料-2に示すように，原子力規格委員会のホームページから当該の心得を含む規約類のダウンロードが可能になったことが紹介された。

以　上